

発行：長野県国民健康保険団体連合会 介護保険課
〒380-0871
長野市西長野加茂北 143-8 自治会館内
TEL：026-238-1555（直通）
TEL：026-238-1580（苦情専用）
TEL：026-238-1583（障害者総合支援専用）
FAX：026-238-1581
E-mail：kaigo@kokuho-nagano.or.jp
URL：https://www.kokuho-nagano.or.jp/

信濃の介護保険

このたびの台風第19号により被災された皆様に心よりお見舞い申し上げます。
一日も早い復旧をお祈り申し上げます。

被災された各事業所の介護報酬等の取扱いについては、厚生労働省より令和元年10月15日付事務連絡が発出されておりますのでご確認ください。なお、本会への請求業務等について不明な点等ありましたら本会介護保険課までご連絡をお願いします。

1 新規指定介護保険事業者説明会について

新規指定介護保険事業者を対象とした説明会を下記のとおり開催します。

現在、滞りなく介護保険請求をされている事業所においても、担当者が代わられた場合などには、この機会にご参加ください。

本会からは介護給付費等の請求をするうえでの基本的事項について説明します。サービス種類別の詳細な説明は行いませんのでご承知おきください。

また、県介護支援課からも新規指定事業者向けの説明があります。参加を希望される事業所は、前日までに事業所番号、事業所名、参加者名をFAXにてご報告ください。

開催日	場所	時間（予定）
令和元年10月30日（水）	松本合同庁舎2階健康教育室	午後1時00分～4時00分
令和元年11月26日（火）	長野県自治会館1階会議室	午後1時30分～4時30分

2 介護給付費等請求明細書の保留について

本会の審査により保留となった請求明細書等の取り扱いについて、Q&Aとして掲載いたしますのでご活用ください。

No	質問	回答
1	請求明細書・給付管理票返戻（保留）一覧表に「支援事業所に請求明細書に対応した給付管理票の提出依頼が必要」（保留）とあったが、どういう理由で保留となるのか？	サービス事業所からの請求明細書は請求されているが、サービス計画をまとめた給付管理票の提出がない場合または給付管理票が返戻となった場合にサービス事業所側でこのエラー（保留）となります。
2	請求明細書・給付管理票返戻（保留）一覧表により保留となったが、サービスコードに誤りがあったため、請求を取りやめたいがどうすればいいのか？	保留分は審査月に請求したことと同様の扱いとなるため、本会ホームページにある希望返戻（取下げ依頼）申請書を印刷し、必要事項記載のうえ、審査月の20日までに本会へ送付ください。 次月の初旬に送付します請求明細書・給付管理票返戻（保留）一覧表には、「審査委員会の判定により却下」と表示され、返戻となりますのでご承知おきください。

3	保留となった場合、請求明細書等は再度請求する必要はあるのか？	保留分は次月に審査へ回ることになりますので、再度請求する必要はありませんが、保留となった翌々月までに居宅介護支援事業所から給付管理票が提出されなかった場合に返戻となります。 その場合は、再度請求する必要がありますのでご注意ください。
---	--------------------------------	---

3 介護職員等特定処遇改善加算のエラーについて

No.164「信濃の介護保険」でお伝えしました介護職員等特定処遇改善加算について、「介護職員等特定処遇改善加算Ⅱ」の単位数として、誤って「介護職員等特定処遇改善加算Ⅰ」の加算率で計算した場合のエラー例を以下に掲載しますので、請求明細書・給付管理票返戻（保留）一覧表で返戻となった場合の参考としてください。

<居宅サービスの計算例（訂正あり）> 単位数単価 10.00円とする。

給付費明細欄			
サービスコード	単位数	日数回数	サービス単位数
112001:身体1・Ⅰ	299	20	5,980
116271:訪問介護処遇改善加算Ⅲ ※	378	1	378
116279:訪問介護特定処遇改善加算Ⅱ ※	289	1	★ 433 → 289
118000:特別地域訪問介護加算 ※	897	1	897
請求額集計欄			
計画単位数	5,980 単位		
限度額管理対象単位数	5,980 単位		
限度額管理対象外単位数	★ 1,708 → 1,564 単位		
給付単位数	★ 7,688 → 7,544 単位		
保険請求額（9割）	★ 69,192円 → 67,896円（計算値）		

※限度額管理対象外のサービス

明細情報の「介護職員等特定処遇改善加算Ⅱ」の単位数として、誤って「介護職員等特定処遇改善加算Ⅰ」の加算率で計算した値（433単位）が記載されている。

そのため、本会のシステムにより「介護職員等特定処遇改善加算Ⅱ」の加算率で計算した値（289単位）に自動で訂正されます。

その結果、集計情報の限度額管理対象外単位数が、訂正後の和（1,564単位）を超えているため、当該値に訂正されます。同様に給付単位数も訂正後の和（7,544単位）に訂正され、結果として保険請求額が計算値を超えているため、ASSO/ASSAエラー（記載された値が計算値を超過）となり返戻となります。

No.	計算内容
1	【介護職員等特定処遇改善加算Ⅱの単位数】 給付費明細欄の限度額管理対象サービスのサービス単位数の合計と請求額集計欄「計画単位数」の小さい方に、介護職員処遇改善加算を除いた限度額管理対象外サービスのサービス単位数を加算して、加算率(4.2%)で算出（小数点以下四捨五入） 計算値：（5,980単位+897単位）×「介護職員等特定処遇改善加算Ⅱの加算率（4.2%）」 =289単位

令和元年10月審査分の支払日は11月29日（金）、11月審査分の締め切りは11月10日（日）です。
 なお、11月10日（日）は長野県自治会館1階で8:30~16:30まで受付を行います。
 10月審査分の返戻通知等の送信日は11月1日（金）、送付日は11月5日（火）を予定しております。